



発行年月 2018（平成30）年3月

愛媛県伊予市市民福祉部福祉課

住所：〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

電話番号：089-982-1121

FAX：089-983-3354

版 伊 予 市

要

概

第2次障がい者計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画



～心から描いた夢を実現に～

2018（平成30）年3月

1 計画策定の趣旨

伊予市では、2006年度に、障がいのある人が安心して地域で暮らせる「共生社会」のまちづくりを実現していくために「伊予市障害者計画及び伊予市障害福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

国の障がい福祉施策に関する基本方針が見直され、障がい者の「生活」と「就労」に対する支援を充実させること等が示されたこと、また、第4期計画の期間が今年度末をもって満了することから、新たな計画となる「伊予市第2次障がい者計画及び第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の期間

	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	33年度 (2021年)	34年度 (2022年)	35年度 (2023年)
障がい者計画	第2次計画 (見直し)		次期計画		次期計画		次期計画		
障がい福祉計画	第4期計画		第5期計画		次期計画		次期計画		
障がい児福祉計画	第1期計画		次期計画		次期計画		次期計画		

3 障がいの者の現状

○障害者手帳所持者の推移

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	増加率
身体障がい者(児)	1,636	1,645	1,625	1,568	1,540	△5.9%
知的障がい者(児)	276	287	293	295	287	4.0%
精神障がい者(児)	171	183	186	198	235	37.4%
合計	2,083	2,115	2,104	2,061	2,062	△1.0%

※各年3月末現在/増加率は2013(平成25)年～2017(平成29)年

○身体障害者手帳の内訳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者数	529	296	223	352	72	68	1,540
等級別	715 (46.4%)						

※障がい種別毎の手帳は平成29年3月末現在の内訳

○療育手帳の内訳

	A	B	合計
18歳未満	20	51	71
18歳以上	68	148	216
合計	88	199	287

○精神障害者保健福祉手帳の内訳

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	3	0	3
18歳以上	32	166	34	232
合計	32	169	34	235

7 障がい児福祉計画

■基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えの下、障がい児を輝きながら社会に送り出すために、その子の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにするために、松山圏域を中心としたサービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

- (1) 障がいの早期発見と迅速な対応への支援
- (2) 保護者への啓発活動の実施
- (3) 子どもの将来を見据えた適切な療育サービスの提供及び相談等の実施

■目標の設定

国の基本的な考え方

児童発達支援センターの整備

児童発達支援センター(※1)を1か所設置
(2020(平成32)年度末までに)

巡回相談員、特別支援教育巡回相談員等による早期発見、早期対応

巡回相談員事業の実施
保育所等訪問支援(※2)を利用できる体制の構築

重症の障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症の障がい児(※3)を支援する児童発達支援事業所(※4)、放課後等デイサービス(※5)を1か所確保

医療的ケア児支援のための協議の場の設置

医療的ケア児(※6)支援の協議の場の設置
(2018(平成30)年度末までに)

主な用語解説

- ※1 児童発達支援センター
未就学の障がいのある子どもへ日常生活の動作支援や集団生活に慣れるための支援を行う施設
- ※2 保育所等訪問支援
障がいのある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援のための支援
- ※3 重症の障がい児
重度の肢体不自由と重度の知的障がいのある子
- ※4 児童発達支援事業所
児童発達支援センターとほぼ同じ施設(できる限り身近な地域に多く設置)
- ※5 放課後等デイサービス
障がいのある学齢期の子どもに、放課後や学校の休業日に生活能力向上のための支援
- ※6 医療的ケア児
たんの吸引や酸素吸入などが必要とされる子ども



障がい者計画 重点目標

5

国の基本指針、アンケート調査の結果を踏まえた上で、伊予市が重点的に取り組む目標を設定し、着実な推進を図ります。

目標1



障がいへの理解の促進

- 広報・啓発活動の推進
- 障がいを正しく理解するための教育の推進
- ボランティア活動等の推進
- 関係団体の育成支援と連携強化

目標2



暮らし、社会参加や学びへの支援

- 身近な地域での相談体制の充実
- 地域での生活支援の充実
- 地域の文化活動への参加
- 障がいに応じた適切な教育の充実

目標3



働き方への支援

- 福祉事業所から一般就労への移行
- 就労移行の受入れ事業所の拡大
- 農業分野での障がい者の就労機会の拡大の推進
- 障がい理解等への対策

目標4



保健・医療の充実

- 障がいの早期発見・治療
- 障がいの原因となる疾病の予防
- 精神保健福祉施策の充実

目標5



情報提供の充実

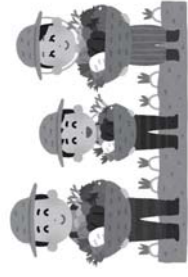
- 多様な方法による情報発信
- 社会参加できる環境整備
- 相談しやすい窓口づくり

目標6



共に生きる地域社会

- 障がいのある人にやさしいまちづくり
- 心のバリアフリーの実現
- 防災安全対策の充実



誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合っ、思いやりのあるまちづくり

障がい福祉計画

6

■ 基本的な考え方

障がいのある人もない人も当たり前に生活できる地域社会の実現を目指し、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2020(平成32)年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等(障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業)を提供するための体制の確保が計画的に図られるようすることを目的とします。

- (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

■ 目標の設定

国の基本的な考え方

伊予市の主な取り組み・目標

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

2016(平成28)年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行

施設入所からグループホーム等に移行する人数7人(2016(平成28)年度末の施設入所者数68人)(2020(平成32)年度末までに)

2020(平成32)年度末の施設入所者数を2016(平成28)年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

68人 ⇒ 64人
2016(平成28)年度末 2020(平成32)年度末(5.9%削減)

○ 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行者数
2016(平成28)年度の1.5倍

4人 ⇒ 6人
2016(平成28)年度末 2020(平成32)年度末

就労移行支援事業利用者
2016(平成28)年度の2割増

10人 ⇒ 12人
2016(平成28)年度末 2020(平成32)年度末

就労移行率3割以上の
就労移行支援事業所の割合が5割以上

5割以上

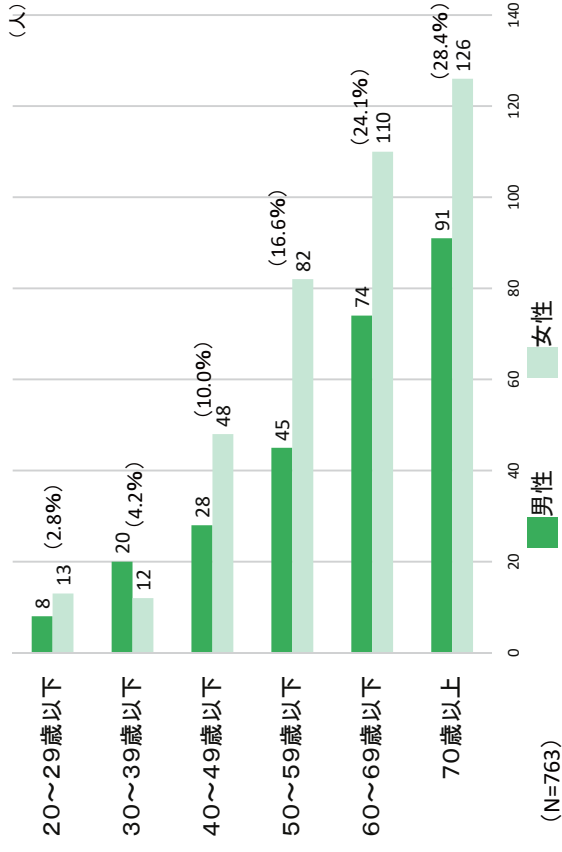
就労定着支援率1年後の
就労定着率が80%以上

就業定着率 80%以上
(2020(平成32)年度末までに)

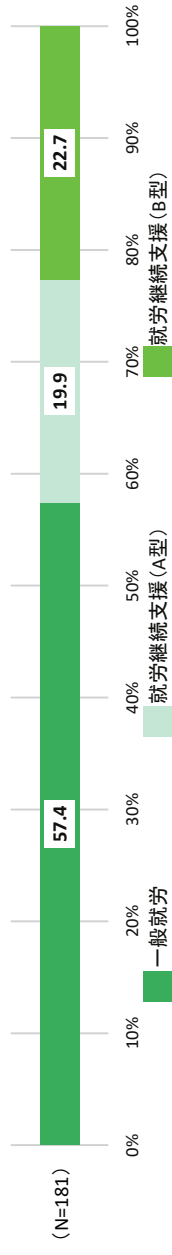
■現在一緒に暮らしている人、今後どのように暮らしたいか（上位回答）

現在一緒に暮らしている人		今後どのように暮らしたいか			
項目	件数	割合	項目	件数	割合
夫または妻	419	41.9%	家族と一緒に暮らしたい	626	66.5%
子・孫	297	29.7%	福祉施設（障害者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい	134	14.2%
父・母	203	20.3%	一人で暮らしたい	119	12.6%
一人暮らし	146	14.6%	グループホームで仲間と共同生活がしたい	42	4.5%

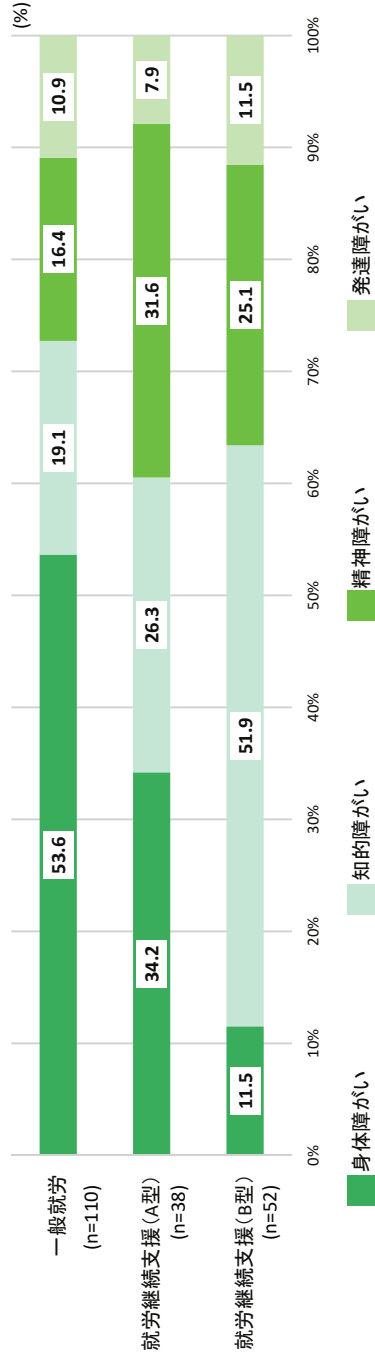
■主に援助、手助け、介護、看護をしている人の年齢、性別



■どのような就労形態で働きたいか
・全体



・障がい種別ごと



※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数を表しています。
※設問回答ごとの数値 (%) は、障がい種別ごとの回答割合です。
表記の n = は設問回答数であり、回答者数ではありません。

○入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神障がいにも対応した
地域包括システムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を
1か所以上設置
(2020 (平成 32) 年度末までに)
退院率 入院後3か月 69%
入院後6か月 84%
入院後1年 90%

○地域生活拠点の整備

さまざまな支援を切れ目なく提供
できる仕組みを構築するため、地域
生活支援拠点機能を整備

事業所関係者間の連携を図り、それぞれの
事業所等が機能を分担し合う「面的整備型」
の拠点を1か所整備
(図1参照) (2020 (平成 32) 年度末までに)

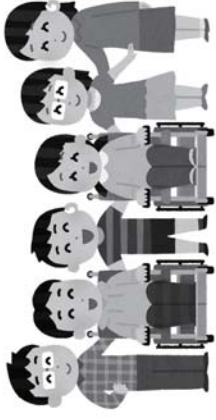


図1

地域生活支援拠点等の整備について

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能 (相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法 (イメージ)** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

